

令和7年7月17日

磐田市議会議長 鈴木 喜文 様

会派名 市民と創る磐田

代表者 鈴木 弥栄子

会派視察研修等報告書

会派視察研修等の結果について、磐田市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

期 間	令和7年7月12日(土) 1日間
視察先 研修会] 日 程	(1) 7月12日(土) 名古屋市 リファレンス名古屋栄 貸会議室ナディアパーク 9階 〒愛知県名古屋市中区栄3丁目18-1 時間 10:00~12:30 13:30~16:00
参 加 議 員	鈴木弥栄子 大迫由美子 高塚静子
調 査 事 項	講師：元廿日市市副市長 川本達志 氏 【内容】 ・1期目に絶対注意して欲しいこと ・セミナーで一番多い質問の共有 ・職員から見た議員の見える方 ・先輩議員に教えてもらおうとダメになる例 ・基礎知識としての財政のポイント ・相手を知り自分を知る～役所の仕組みと予算のスケジュール ・議会と議員が出来ること、出来ないこと ・質疑や質問の組み立て方 ・先進事例を自分の街で質問することの問題点 ・過去5,000人が聞いた ・役所を動かす質問の仕方の必須要件
調 査 内 容 考 察	別紙のとおり

(注) 視察研修の調査内容及び考察は、視察先ごとに詳細に記入する。
調査事項等に係る資料等を添付する。



会派視察研修等報告書

【調査内容と考察】

◆1期目議員の注意点 まずは学ぶことから

- 議員は、住民の意思を代表機関である議会の構成員としてその審議に反映させ、
「住民の福祉」を実現するための意思決定に繋げるのが仕事
(地方公共団体の目的も「住民の福祉の増進」)
- 議員の役割と責任：制度や予算の使い方に対して責任を持つ
 - ・議会における意思決定への参画
 - ・行政監視
 - ・政策提案機能
- 活動の基本
 - <課題の発見と仮説の提案>
 - ①主要テーマを持つ(実現するまで続ける)
 - ②住民とのダイレクトなコミュニケーション(最大の強み)
 - ③住民の声から問題を見つける
 - ④問題を解決するための課題(やるべきこと)を設定する
 - ⑤課題を実現する政策案を考え一般質問を行う
 - ⑥住民に問題と課題を伝え、執行部の対応を説明し、議会・議員としての意思を表明する
 - <制度と予算の理解>
 - ・予算を読み解く(今の制度を理解する)
 - ・財源の種類と制約の理解
 - ・予算審査で成果を確認し、次年度予算に反映させる
 - <執行部との協働と質問>
 - ・係長から既存の制度の内容を学び、課長以上と政策議論を行う
- ◎議会の意思を作ることが本来の仕事(議員1人では弱い)
常任委員会として一般質問を行う(可児市議会)

◆よくある質問とその背景

- ・何から勉強したらいいのか
- ・誰に教えてもらえばいいのか
- ・提案しても動かないのはなぜか
- ・本当に「お金がない」のか
- ・質問に答えてもらえない
- ・「よい質問」とは何か

まずは「なぜ自分は議員になったのか」という原点に立ち返る。

その上で、知識を蓄えること・自分の得意分野や専門性を持つことが不可欠。

準備が不十分なままでは、結果的に「何もできずに任期が終わってしまう」

住民の意見を市政に反映させることを意識して「条例の制定や改廃」「予算の決定」「決算の認定」「契約の締結」などの審議に臨み、議決する。

◆議会の権限と権威

- ・議会は、予算、条例等を議決する権限を持つ代表機関
 - ・議会の権威…市民からの信頼
- 一般質問は住民の福祉につながる成果を上げることにより議会の権威を保つ。

※成果とは、

- ①市民への明確な情報提供（共有）
- ②隠れていた重要な課題が見える化（理解）
- ③課題解決のための政策を提案し実現（実現）

◆基礎知識としての財政のポイント

< 予算編成の原則 >

- ・会計年度独立の原則…各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに当てなければならない。
- ・総計予算主義・事前議決の原則…一切の収支は予算に編入しなければならない。予算案は、年度開始前に主張が作成し、議会が議決しなければならない。
- ・予算とは規範であり、首長と議会の活動を拘束する。
- ・予算審議とは、財源を確認し、事業計画（歳出）を事業一つひとつに分解して、必要性、効率性、有効性の視点から審議するもの。

◎財政課へ提出される「予算要求書」と「査定書」を見ることが必要

◎決算カードの見方について

經常収支比率、実質公債費比率、財政の弾力性について、財政調整基金など財調を取り崩せば増額分にまわせる。目的と成果をしっかりと審議して、有効な使い方を見極め、必要であれば財源の増額、または減額の検討を提言する。

◆議会の関与

- ・新たな規制の根拠となる条例の議決
- ・公平公正な負担なのか、規制が適法に行われているか検査、監査請求、100条調査
- ・「役所」の体質を理解する
無謬主義（行政の正しさを鵜呑みにしてはいけぬ）、縦割り、時間がかかる
「役所は今のやり方を変えたがらない」という現実がある中で、議会の決定には従う必要があるため、議員が変革の起点となる提案を行うことができる。
そのためには、予算を読み解き、制度の制約を理解し、成果を検証する力が必要。

【考察】

可児市の議会基本条例では「常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる」と定められていることが紹介されました。常任委員会に所属する議員の総意の一般質問となるため、議員が1人で言うよりも影響力があるとのことで、今後研究していきたいと思いました。また、他市の議員との情報交換の時間もあり、会派の必要性や定例会毎に議員全員が一般質問を行うことが常識化していること、議場への携帯電話や飲み物の持ち込みなどについて話し合うことができました。議会のルールはこれまでの議員が作ってきたものであり、見直しや改革は可能であることも学びとなりました。

講師から、マックス・ウェーバーの言葉「政治とは、情熱と判断力の二つを駆使しながら、堅い板に力を込めてじわっじわっと穴をくり貫いていく作業である」が繰り返し引用されました。この言葉に込められた「粘り強い努力と倫理観をもって向き合うべき仕事」という意味を、あらためて受け止めています。

議員は、正当な議員活動で小さな結果を着実に出していくことが大切であり、また、議会が多様な意思と価値観をもつ代表機関として機能しなければ、地方はいつまでも住民本位の政治をすることができないと学びました。諦めずにそれぞれの主要テーマに向き合い、執行部に気づきを与える質問ができるよう研鑽を積みしたいと思います。今回の研修を通じて、議員の責任と意義、日々の学びと実践の必要性を再確認しました。「住民の声から問題を見つけ、課題の実現に向けて動く議員」でありたいと、決意を新たにしています。引き続き、現場と制度、住民と行政をつなぐ立場として、しっかり学び、住民の福祉の実現を目指して行動していきたいと思っています。